令和６年１０月２１日
茅ヶ崎市文化財保護審議会
資料1-2

市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る現状変更について

１　経過

令和５年度以前より剪定する必要のある松及び現地確認により越境している松１７本について、調整の結果、剪定を行うこととしました。

２　松の現況

１７本の松のほとんどの枝葉が、電線に接触や隣地越境をしています（詳細は【資料１－３】を参照）。

(1) 東側No.２３、５６、西側No.４８～５２は直径約１５㎝～２５㎝、越境範囲は枝葉。このうち東側No.５６は上部幹部剪定。

(2) 東側№２９、３２、４１、４２、４７～５０、５２、西側No.４７、は直径約３０㎝以上、越境範囲は枝葉。このうち、東側No.２９、３２、４１、４７～５０、５２、西側No.４７は上部幹部剪定。

３　対応

１７本すべての松を、令和６年度中に、「鶴嶺八幡宮参道及び松並木剪定業務委託」にて剪定を実施する予定です。このため、剪定業務委託を行う前に、市指定重要文化財現状変更に係る手続きを行います。